## 国の感染症対策本部からの要請への対応

令和2年2月27日

2月27日付け、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の要請について、以下のとおり対応することとする。

- 1 小中学校、高等学校、特別支援学校の休校について
- (1) 県立学校については、3月2日から当分の間、休校とする。
- (2) 市町村立の小中学校・義務教育学校についても、同様に休 校することを要請する。
- (3)私立の小中高についても同様の休校を要請する。
- 2 入学試験、卒業式などについて
- (1)入学試験、卒業式などを実施するにあたっては、感染防止 のための措置や必要最小限の人数に限って開催するなどの 万全の対策を講ずる。
- (2) 市町村立の小中学校・義務教育学校並びに私立の小中高に ついても、同様の措置を要請する。
- 3 学生寮の運営について 学生寮を運営している学校については、できるだけ生徒の 移動を抑制する観点から継続運営を要請する。
- 4 県立社会教育施設等の休館について
- (1) 県立図書館などの社会教育施設や県立美術館についても、 当分の間、休館とする。
- (2) 県立社会教育施設等は、不特定多数の参加が見込まれる貸 館行事について、当分の間、主催者に自粛を要請する。
- 5 保育所や幼稚園について
- (1)保育所や幼稚園については、保護者の仕事と子育ての両立 支援のため、国の方針に基づき、引き続き開園していただ くこととする。
- (2)各事業所においては、休暇の取得や時差出勤、テレワーク などについて、ご配慮いただくようお願いする。
- (3) なお、県は職員の時差出勤、在宅勤務、子の看護休暇など の制度を積極的に活用することとしており、対象となる職 員について明日、希望を調査する。